



Global Tax Update

インド

税理士法人トーマツ

2015年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2015年インド予算案

2015年2月28日、インド予算案が発表された。財務大臣は演説の中で、行政機関への税務権限付与を提唱し、以下を目標とする多岐にわたる措置を打ち出した。

- 地下経済の撲滅
- 成長回帰ならびに国内製造業および「メイク イン インディア(Make in India)」プログラムへの投資促進を通じた雇用創出
- 企業の利便性を向上するための最小の政府と最大のガバナンスの実現

予算案の中の国際税務にかかわる主要な提案は以下のとおりである。

(1) GAARの導入延期

2015年4月1日施行が予定されていた包括的租税回避否認規定(General Anti-Avoidance Rule: 以下「GAAR」)は、2017年4月1日まで施行が2年延期された。ただし、財務大臣が行った重要な政策発表によると、GAARは2017年4月1日以降に締結されるすべての取引に適用されることとなる。

GAARの施行延期には二つ理由がある。一つは、GAARの施行内容の一部について懸念が表明されていることである。二つ目は、インドは、OECDが推進している「税源浸食と利益移転

(Base Erosion and Profit Shifting: 「BEPS」)プロジェクトに積極的に参加しているため、BEPS撲滅のための様々な行動計画および推奨事項に関するレポートが待たれる中、GAARをBEPSおよびアグレッシブな租税回避行為に対処する包括的な制度の一環として実施することが提案されているからである。

インドに既に投資している企業または投資を考えている企業は、BEPS行動計画およびGAAR制度案に照らし、持株会社の構造や資金還流制度を含む体制見直しを検討することが求められる。

(2) 株式の間接譲渡に係るキャピタルゲイン課税の見直し

納税者の主張を認めた画期的なVodafone最高裁判決に続き、2012年、税法が改正され、株式の間接譲渡に係るキャピタルゲイン課税が規定された。本規定は1961年まで遡及適用され、外国企業の株式または持分の価値が「実質的(substantially)」にインドに所在する資産から直接的または間接的に形成されている場合、当該株式または持分はインドに所在するとみなされると明示している。

その後、株式間接譲渡の課税可否を検討するため、Shome委員会が設立された。現在導入が検討されている同委員会の主要な提言を一

部まとめたものが以下である。

「実質的(substantial)」という用語については、「外国企業のインドにおける資産の価値が、(i) 1億インドルピーを超え、かつ、(ii) その所有する全資産の価値の50%以上を占める場合」という定義が提案されている。また、株式の間接譲渡から生じるキャピタルゲインについては、インドに所在する資産に起因すると合理的に考えられる額について比例配分方式で課税することが提案されている。

一定の条件を満たした場合の適用除外規定も提案されている。非居住者である少数株主(経営権も支配権も持たない、保有する議決権または株式が5%未満の株主を広く意味する)は、株式の間接譲渡に係るキャピタルゲイン課税が免除される。また、インド国外での合併または会社分割に伴う間接譲渡は、一定の条件を満たせば課税が免除される。

最後に、株式の間接譲渡に関する報告義務をインド法人に課し、順守しない企業にはペナルティーを課すことも提案されている。

(3) 使用料および技術サービスフィーに係る源泉税の軽減

外国企業に支払われる使用料および技術サービスフィーに対する源泉税の標準税率を2016年4月1日以降、これまでの25%から10%に引き下げることが提案された。当該規定が適用されれば源泉税標準税率が10%に軽減されるため、現在、使用料および技術サービスフィーに対して15%の源泉税を課している米国および英国を拠点とする納税者にとっては、特に有益な改正である。また、軽減税率適用に税務上の居住者証明書は求められない可能性もある。ただし、外国企業が税率10%の適用を受けるには、インド税務当局への登録、すなわちPAN番号(納税者番号)の取得が求められることに留意が必要である。

(4) インドを拠点に活動するオフショアファンド運用会社: PE リスクなし

オフショアファンド運用会社の拠点がインドにある場合の当該オフショアファンドの課税可否については相当議論されてきたが、今般、オフショアファンド運用会社のインド国外拠点のインドへの移転を奨励するため、一定の条件を満たす場合に次のような例外的な取扱いを行うことが

提案された。

- (i) ファンド運用事業を行うことで、オフショアファンドがインドに「事業上の関連性(business connection¹)」を有するとみなされることはない
- (ii) ファンド運用事業がインドで行われていることだけを理由に、オフショアファンドが税務上のインド居住者として取り扱われることはない

(5) 法人税に関するその他の主要な改正

- 法人税の標準税率が今後4年間で30%から25%に引き下げられるとともに、減免措置の見直しも行われる。法人税率の段階的引下げは2016年4月1日に開始し、2015~2016課税年度はサーチャージが2%増加するため、最高税率が34.61%に、配当支払に係る実効税率は20.36%に引き上げられる。外国企業に対する最高税率は43.26%に据え置かれる
- 国外の機関投資家が稼得したキャピタルゲイン(一定の短期キャピタルゲインを除く)に最低代替税(Minimum Alternate Tax)を課税しないことが提案された
- 外国銀行のインド支店から本店または他の支店への支払利子にインドで課税することが提案された
- その他
 - ・ 国外への支払について源泉徴収をしない場合においても、税務当局に報告しなければならない。順守しなかった場合にはペナルティーが課される
 - ・ カテゴリーIおよびカテゴリーIIに区別される「規制対象ファンド(Alternative Investment Fund)」に税務上のパススルーステータスを認めることが提案された。ただし、事業所得には適用されない
 - ・ 税務上のパススルーステータスについては、不動産投資信託(REIT)が直接

1 租税条約上の「恒久的施設(permanent establishment;「PE」)」と類似した概念。

所有する不動産から生じる当該 REIT の賃貸所得にも適用することが提案された。

(6) 物品サービス税

2016年4月1日までに全国一律の物品サービス税(Goods and Services Tax:「GST」)を導入する方針が再確認された。GSTの導入は、間接税制度のさらなる合理化を実現する革新的な移行とみなされており、インドでの事業活動を円滑化する共通市場の形成を通してインド経済を変革することが期待されている。

(7) 間接税および関税の実効税率の変更

- インドへの物品輸入に適用される関税の実効税率が2015年3月1日から29.44%に引き上げられた
- 物品の製造に係る物品税(excise duty)の標準従価税率が2015年3月1日から12.5%に引き上げられた(従前は12%)
- サービス提供に係るサービス税の12.36%から14%への引上げも提案された。開始日は追って通知される。また、課税サービス価額の2%に相当するクリーンインディア税の賦課も提案された。課税開始日は追って通知される

(8) 間接税制度の見直しおよび簡素化

事業活動円滑化の一環として、中央物品税(central excise tax)および中央サービス税(central service tax)の新規登録プロセスが簡素化され、出願日から2営業日以内には登録が完了することが規定された。また、申告・報告のペーパーレス化を図るため、登録納税者はデジタル署名されたインボイスの発行および文書の電子保管を行うことが認められる。さらに、事業促進措置の一環として、購入サービスに係る仕入税額控除申告の期限も半年から1年に延長された。また、コンプライアンスおよび早期紛争解決を促進するために、関税、物品税およびサービス税に関する法律に基づく罰則も見直されている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。